

令和9年度
みはら文化芸術財団助成事業

みはらーと

募集案内

文化芸術活動を応援します！

三原市芸術文化センター 指定管理者 一般財団法人
みはら文化芸術財団は、文化・芸術の発信拠点としての
役割を果たすとともに、三原市及び隣接する市町で
文化芸術活動を行っている市民団体・
個人の活動支援を目的にした
助成事業を行います。



募集案内

助成上限額

15万円

申請
期間

令和8年

12月1日(火)～12月15日(火) 17時締切

対象活動期間

令和9年 4月1日(木)～令和10年 1月31日(月)

事前相談期間

令和8年10月1日(木)～令和8年 11月30日(月)

相談期間中、実施日について事前相談が必須となります

対象者

三原市及び隣接する市町(尾道市、竹原市、
東広島市、世羅町)を拠点とし、芸術活動を
行っている団体または個人

対象ジャンル

音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、絵画、
工芸等、芸術に関するもの

令和9年度 みはら文化芸術財団助成事業「みはらーと」募集概要

対象者

三原市及び隣接する市町(尾道市、竹原市、東広島市、世羅町)を拠点とし、文化芸術活動を行っている団体または個人

※団員の半数以上が対象地域に在住、もしくは勤務・通学していること

※団体で申込みの場合は、申請団体名義の口座を持っていること

【以下に該当する場合は対象外】

- 文化芸術活動を専業としている個人の活動
- 暴力団、その他反社会的勢力に関与しているとみなされる団体、個人
- 政治団体、宗教団体等及びそれらに関係しているとみなされる場合
- 同じ団体に所属する複数人が申請者を分けての応募
- 別団体の応募であっても、同一とみなされる内容での応募

助成事業内容

単発の公演・展示活動に対する助成

- 1事業・15万円を上限とした助成金を給付
- 助成決定後の、会場の優先予約
- チラシ・ポスターの配架
- ポポロホームページ、ポポロ情報紙での事業紹介

※事業実施に係る人的サポートはありません。



助成対象事業

広く市民に公開される公演・展示事業とし、三原市芸術文化センターのリハーサル室・ホワイエを使用する事業

※総入場見込が30名以上の事業。

※入場料の有無は問いません。(営利を目的としたものは対象外。)

助成対象経費

◆助成対象経費

項目	内容
謝礼金	出演料(出展料)、講師謝礼、作曲・編曲料、作詞料、演出料、舞台監督料 他
使用賃借料	会場使用料(事業開催日及び前日に行う準備・リハーサル)、機材・物品レンタル料 他
委託費	楽器調律代、会場設営・撤去費、照明・音響費、会場整理・警備費 他
旅費交通費	出演者及び講師等に係る交通費・宿泊費 他
通信運搬費	郵便代、宅配便代、作品・楽器等運搬費 他
印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラム・チケット印刷費、写真現像代 他
広告宣伝費	広告掲載料 他
消耗品	当該事業開催に係る消耗品代 他
著作権使用料	著作権に関係するもの
手数料	販売手数料(チケット及び物販手数料のみ)
その他	上記以外のもの

◆助成対象外経費

- 事業実施前(前日準備・リハーサルを除く)の打合せ・練習、準備に係る費用
- 主催者及び主催団体の構成員に対して支払われる諸謝金、交通費、宿泊費等
- 当該事業のために購入するビデオカメラ・写真機・楽器・楽譜・衣装・事務機器等の備品等購入費
- レセプション、パーティー、打ち上げ費用
- 振込手数料、代引き手数料
- 飲食費

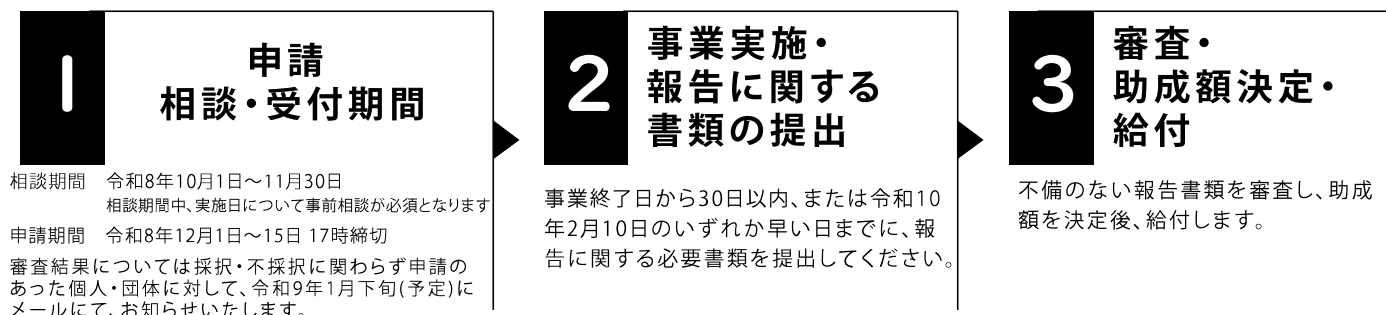
「みはらーと」に申込みを希望する団体・個人の方は、以下のURLまたは右のコードから募集要項をご一読いただき、書類を揃えてメール・郵送・来館にてご提出ください。

※各種提出書類は、下記URLまたは右のコードから読み取れます。

https://mihara-caf.jp/?page_id=11669



助成までの流れ



申し込み・
問い合わせ

〒723-0051 広島県三原市宮浦2-1-1 三原市芸術文化センター ポポロ内 「みはらーと」係 宛
TEL:0848-81-0886 メールアドレス:chiiki@mihara-caf.jp

事前相談期間:令和8年10月1日(木)～令和8年11月30日(月)(10:00～17:00)

※窓口へ直接ご相談に来られる場合は事前に連絡、予約の上お越しください。

(申請受付は令和8年12月15日(火)17:00必着)※メールでの受付も同様
締切日時以降に届いたものは受付できませんのでご了承ください。

